

論 文

## ノルウェーの後期中等教育におけるインクルーシブ教育の展望

Perspectives of Inclusive Education in Upper Secondary Education in Norway

是永かな子(高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門・高知ギルバーク発達神経精神医学センター)

石田祥代(千葉大学教育学部)

KORENAGA Kanako, ISHIDA Sachiyo

*Kochi University Research and Education Faculty Humanities and Social Science Cluster Education Unit · Kochi*

*Gillberg Neuropsychiatry Centre, Faculty of Education Chiba University*

### ABSTRACT

In this study, we analyzed inclusive education at upper secondary schools in Norway. There is no special school in Norway. Basically all of children study at regular schools not special schools with educational support. First, we conducted survey in September 2016 at Ringsaker High School in Ringsaker Municipality, Headmark County, Norway. The theme of the survey are issues relating to children such as bullying at upper secondary school and issues relating to parents such as abuse. Secondly, we conducted survey in September 2019 at Storhamar High School in Hamar municipality, Headmark County, Norway. The theme of the survey is issued relating to the inclusive education of special class in the upper secondary school. As a first result, a network of education, welfare, medical / healthcare, and employment was formed in basic municipalities. As a result of the second, a special class for restaurant and food processing were established, one of which was based on the normal curriculum, with a view to regular employment and independence. The other was Team 4, which provided instruction based on individual education plans. Team 4 was a special class aimed at independence life even with support. The special class was based on the “local integration”, and the possible classes were usually “individual integration”, where students usually attend regular high school classes. In addition, the education system was established on the premise that all teachers are involved for special classes. Team 4 aimed at social integration and long-term inclusion on the basis of individual learning. Overall, an organization that builds a network in which education, welfare, medical / health care, employment, each of which plays a role in a specialized field, is not limited to personal support for children with special educational needs. It was considered that the establishment of a secure system was a feature of inclusive education at the upper secondary schools in Norway.

## 1. 問題の所在と目的

今日、義務教育段階のみならず後期中等教育段階においても、多様な生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた教育と支援の具体化が求められている。本稿では特別学校を原則廃止し、通常学校において多様な子どもの教育保障を行うノルウェーに焦点をあて、後期中等教育におけるインクルーシブ教育、すなわち排除を回避しつつ特別なニーズのある生徒を包摂する後期中等教育の在り方の現状と課題を分析する。

## 2. 研究の方法

第一に、2016年9月に実施したノルウェー・ヘッドマーク県(Hedmark fylke)、リングサッケル基礎自治体(Ringsaker kommune)にある後期中等教育学校(Ringsaker videregående skole、以下リングサッケル高校)への訪問調査結果および訪問調査時提供資料の分析を行う。訪問調査時には副校長、特別教員、参観授業担当者としての美術教員の3人に聞き取り調査を行った。

第二に、近年の動向の分析として関連文献の検討および関連機関公式 Website 等の情報を用いて総合的に考察する。以上からノルウェーの後期中等教育におけるいじめ、暴力・けんか、怠惰・素行不良・非行・犯罪暴力、長期欠席、精神的不安定、アルコール・薬物使用、教職員へのクレーム、進路希望と現況とのマッチング、保護者のしつけ・体罰・養育・虐待、家庭の貧困、保護者の精神的不安定、離婚、保護者のアルコール・薬物依存へのなどの多様な教育的ニーズに応じる方略について、学校内部の関係者及び学校外部の関係者を中心に明らかにする。

第三に、2019年9月に訪問したノルウェー・ヘッドマーク県(Hedmark fylke)、ハマル基礎自治体(Hamar kommune)にある後期中等教育学校(Storhamar videregående skole、以下、ストールハマル高校)への訪問調査結果および訪問調査時提供資料の分析を行う。訪問調査時には特別学級部局長、特別学級担当教員2人、計3人に聞き取り調査を行った。本調査では後期中等教育におけるインクルーシブ教育の保障について聞いた。その上で、聞き取り調査時に提供された資料及び自治体公刊資料、自治体や学校の公式 Website の情報等も検討した。

## 3. 結果

### 3.1 ノルウェーの後期中等教育における多様な教育的ニーズに応じる方略

#### 3.1.1 リングサッケル高校の概要

リングサッケル高校に聞き取り調査を行ったのは2016年9月13日である。

リングサッケル高校は16~19歳を対象としており、生徒数約800人、教職員数はフルタイムとパートタイムを含めて約120人。隣接する教育機関は就学前教育機関、小学校、中学校であり、リングサッケル高校には障害のある子どもを対象とした特別学級が設置されている。その特別学級の生徒は女子4人、男子4人の計8人、基本的に軽度知的障害のある子どもである。アシスタント教員(保育士資格)3人、特別教員4人の計7人の教職員が特別学級を担当する。特別学級の子どもの通学方法は4人が高校と通学契約しているタクシー、他は相対的に軽度知的障害のある子どものため自転車で通学する。バイクで通学する可能性もあり、運転免許をとれる子どももいるとのことである。重度重複障害のある子どもは後述するストールハマル高校に就学する。障害の診断はハビリテーリングセンター(Habiliteringstjenestene, Habilitering)<sup>1</sup>がかかわることが多く、基礎自治体立の教育心理サービス、(Pedagogisk-psykologisk tjeneste, 以下、PPT)<sup>2</sup>との連携もある。

以下に、多様な子どもの問題への対応に関する聞き取り調査結果を示す。

#### 3.1.2 子ども同士のいじめ、暴力・けんか、怠惰・素行不良・非行・犯罪への対応に関する調査結果

まず子ども同士のいじめ、暴力・けんか、怠惰・素行不良・非行・犯罪にどのように対応しているかについて聞いた。

表1 子ども同士のいじめ、暴力・けんか、怠惰・素行不良・非行・犯罪への対応

<p>・子ども同士のいじめ</p> <p>まず学校内部の関係者としては、担当教員(Kontaktlærer)がかかわるが組織的対応が必要な場合は、学校カウンセラーとキャリアカウンセラー兼任の職員が</p>
--

助言者(Rådgiver)としてかかわる。その後、部局長(Avdelingskar)から副校長、校長(Rektor)に伝える。内容によっては特別教員や学校看護師もかかわる。この学校ではいじめ予防のためのプログラムを設定しているという点では、学校教職員全員がかかわるとも言える。

学校外部の関係教職員としては、警察が巡回訪問として学校に週4回駐在していることを利用する場合もある。PPTも支援になる。必要に応じて学校看護師(Helsesøster)、精神的な課題がある場合は小児および青年期の精神科外来クリニック(Barne- og ungdomspsykiatrisk poliklinikk、以下、BUP)<sup>3</sup>にも連絡をとる。

ただし、この高校ではいじめの問題はあまりない。いじめが起るとしたら義務教育学校8~10年を意味する中学校(Ungdomsskole)や義務教育学校1~7年を意味する小学校(Barneskole)であろう。

#### ・子ども同士の暴力・けんか

学校内部の関係者としては担当教員、部局長、副校長、校長、特別教員、スクール・キャリアカウンセラー、学校看護師であり、いじめと同様の体制で組織的対応を行う。学校外部の関係者もいじめと同様に、巡回訪問する警察、PPT、必要に応じて学校看護師がかかわる。

暴力に関連して具体的な事例を聞いたところ、美術教員が「私が担当している範囲では聞いたことがない」とのことで「特別学級で子どもがパニックになって窓ガラスを割ったと言う行動があったと思う」という程度であった。

#### ・子どもの怠惰・素行不良・非行・犯罪

学校内部の関係者としては担当教員、部局長、副校長、校長、スクール・キャリアカウンセラーである。学校外部の関係者は警察であるが、基本的にはいじめ、暴力・けんか対応と同様である。

このように、いじめ、暴力・けんか、怠惰・素行不良・非行・犯罪に関する学校内部の関係者としては、まずは担当教員が対応する。必要に応じて学校カウンセラーとキャリアカウンセラー兼任の職員、部局長、副校長、校長、特別教員、学校看護師がかかわる組織的対応をとる。いじめ予防に関しては対応プログラムが設定されている。学校外部の関係教職員としては、巡回訪問する警察、PPT、健康部局、BUPが挙げられた。

### 3.1.3 子どもの長期欠席、精神的不安定、アルコール・薬物使用への対応に関する調査結果

次に、子どもの長期欠席、精神的不安定、アルコール・薬物使用への対応についてである。

表2 子どもの長期欠席、精神的不安定、アルコール・薬物使用への対応

#### ・子どもの長期欠席

学校内部の関係教職員は、担当教員とアシスタント教員である。外部の関係教職員は特に無い。

子どもの長期欠席に関連して、副校長は「極めてまれな例ではあるが、アシスタント教員が迎えに行くことがある」ことを指摘した。欠席は10%までと厳格に規定されたので、教員が出欠状況を確認しなければならない、とのことである。ただし特別教員は「基本的には迎えに行くことは無い。子どもはきちんと学校に来る」と回答した。

#### ・子どもの精神的不安定

学校内部の関係教職員は、担当教員、部局長、副校長、校長、特別教員、スクール・キャリアカウンセラーである。基本はいじめや暴力対応と同じである。外部の関係教職員はBUP、また基礎自治体担当行政がかかわる。健康管轄部局、他にもノルウェー労働福祉局(以下、NAV)<sup>4</sup>がかかわる。日中の対応をする部局としては、県の管轄(Fylkeskommunal) フォロアアップサービス(Oppfølgingstjenester)<sup>5</sup>がある。子どもの精神的不安定に関しては県対応計画もあり、支援チームが組まれることになる。以前には、ハサミを持っていて他者が見ていて怖い行為を行う、アスペルガー障害のある子どもの事例でハビリテーションセンターや病院がかかわったこともあったとのことである。

子どもの精神的不安定に関連して、美術教員は「18歳以上であれば担当教員は自分で自律的に決める。子どもは18歳以上では自立していると考えられ、自分に関する情報を誰に伝えるかを決めることができる。その際には親も鬱や自殺念慮などにアプローチできない状況になることがある」と回答した。

#### ・子どものアルコール・薬物使用

内部の関係教職員は担当教員。外部の関係教職員は警察であるが基本的にはあまり起こらない、とのことだった。

学校内は全面禁煙になっているし、ハシシを使用しているような「噂」は聞いたことがあるが、子ども直接相談に

来ることはなかった。子どもは言いに来ないし、そのような姿は見えない。

警察が麻薬犬と一緒にいた際に、該当の子どもを発見することがある。その後はまず子どもを説得して、月に2回の検査を受けさせ、徐々にでも止められないようであればゼロトレランスとして処罰、退学になる。

子どもの長期欠席は、基本的には直接かかわる担当教員やアシスタント教員が対応する。子どもの精神的不安定の学校内部の関係者は基本的にはいじめや暴力対応と同じであり、外部の関係教職員として BUP、行政、健康管轄部局、NAV など、医療、福祉、保健、労働の多分野のアプローチがある。

アルコール・薬物使用の問題は多くはないが。担当教員と警察による個別対応が主である。

リングサッケル基礎自治体では、SLT モデルと言われる (Samordning av Lokale rus- og kriminalitetsforebyggende Tiltak, SLT, SLT-modellen) 自治体行政および警察との連携による、子どもや若者の間での薬物乱用と犯罪防止に関する取り組みを行っている。

**Sentrale aktører i SLT Ringsaker:**

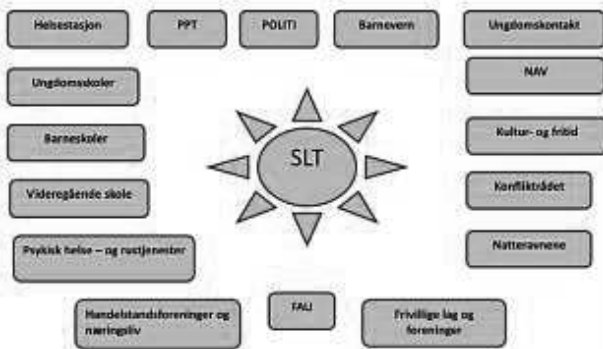


図1 SLT モデル  
出典：訪問時提示資料。

関係機関としては、保健サービス(Helsestasjon)、PPT、警察(Politi)、児童福祉当局(Barnevern)、若者支援(Ungdomskontakt)<sup>6</sup>、NAV、文化余暇担当局(Kultur og fritid)、調停担当局(Konfliktrådet)<sup>7</sup>、夜間補導(Natteravnene)<sup>8</sup>、ボランティア協会(Frivillige lag og foreninger)、親協議会(Foreldrerådets arbeidsutvalg, FAU)、企業経済団体(Handelstandsforeninger og næringsliv)、

精神衛生サービス(Psykisk helse og rustjenester)、高校(Videregående skole)、小学校(Barneskoler)、中学校(Ungdomsskoler)が参画している。

**SLT – MODELLEN I RINGSAKER**

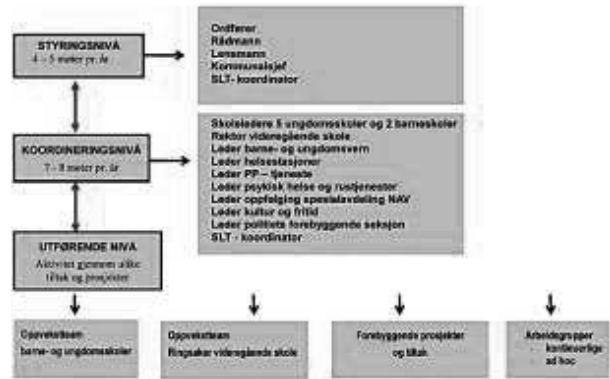


図2 SLT モデルによる段階的対応  
出典：訪問時提示資料。

1年に4~5回会議をもつ基礎自治体長(Ordfører)ら行政機関の長が参加する制御レベル(Styringsnivå)、1年に7~8回会議をもつ学校長や各機関の長が参加する調整レベル(Koordinerende nivå)、さまざまな取り組みやプロジェクトによる活動を行う管理レベル(Utførende nivå)がある。各高校には子どもチーム(Oppvekstteam)が組織される。このようなネットワークによって子どもが犯罪に巻き込まれることを予防するのである。

3.1.4 子どもの教職員へのクレーム、進路希望と現況とのマッチングへの対応に関する調査結果

そして、子どもの教職員へのクレーム、進路希望と現況とのマッチングへの対応について聞いた。

表3 子どもの教職員へのクレーム、進路希望と現況とのマッチングへの対応

<p>・子どもの教職員へのクレーム</p> <p>内部の関係教職員は、担当教員、特別教員、学校カウンセラーとキャリアカウンセラーの兼任者（以下スクール・キャリアカウンセラーとする）である。外部の関係教職員は、特に無い。</p> <p>教員は子どもによる評価を年間1回もしくは2回受ける必要がある。子どもからの評価内容を担当者が直接各教員</p>
--

に伝えて、教員はその評価内容について対応しなければならない。そのため教員も変わっていなければならない部分もある。

#### ・進路希望と現況とのマッチング

内部の関係教職員は、担当教員。スクール・キャリアカウンセラーもかかわる。外部の関係教職員は、職業訓練センター(Arbeid og opplæringscenter)である。この学校を卒業して、19歳以降、3～4年間就労支援としてセンターを利用することができる。

子どもの教職員へのクレームや進路希望と現況とのマッチングに関しては、担当教員と必要に応じて特別教員とスクール・キャリアカウンセラーが対応する。子どもによる教員評価の結果を受けて、教員の対応改善が図られる。進路に関しては、外部の就労支援のセンターも活用する。

### 3.1.5 保護者のしつけ・体罰・養育・虐待、家庭の貧困への対応に関する調査結果

次は、保護者のしつけ・体罰・養育・虐待、家庭の貧困についての聞き取り結果である。

表4 保護者のしつけ・体罰・養育・虐待、家庭の貧困への対応

#### ・保護者のしつけ・体罰・養育・虐待

内部の関係教職員は、担当教員、校長、特別教員、スクール・キャリアカウンセラーである。外部の関係教職員は、児童福祉当局、警察、学校看護師であろう。子どもが家庭内暴力をおこしたことがあって、対応で病院に行ったときに、母親から殴られていることを子どもに告げられた。そのことを児童福祉当局に伝えて大きな問題になったことがあった。近年はそのようなことはあまりない。

#### ・家庭の貧困

内部の関係教職員は、特に無い。外部の関係教職員は、困難な事例に関してはNAVが支援をする。ノルウェーの学校は基本的に無償であり、教科書も無償で貸与される、生活が困窮している場合は手当ももらえる。パソコンも必要な場合は借りられる。学校の食堂では無料のオートミール朝食が準備されていて、特別支援の子どもに限らず、多くの人が食堂で朝食をとっている。それで対応できている部分もある。

保護者のしつけ等に関しては、顕著な問題になる場合に

は学校内部の関係教職員がかかわるが、基本的に福祉や保健・医療の分野が支援する。家庭の貧困対応の前提として、ノルウェーでは授業料も教育に関する費用も無償である。その上で近年は朝食が学校に準備されており、登校を促進する役割も期待されて、普及している。

### 3.1.6 保護者の精神的不安定、離婚、保護者のアルコール・薬物依存への対応に関する調査結果

最後に、保護者の精神的不安定、離婚、保護者のアルコール・薬物依存についての聞き取り結果である。

表5 保護者の精神的不安定、離婚、保護者のアルコール・薬物依存への対応

#### ・保護者の精神的不安定

内部の関係教職員は、特に無い。外部の関係教職員は、NAVや児童福祉当局などの福祉関係機関がかかわるであろう。保護者とはメールか電話で連絡を取るが、家に訪問することはない。基本的には保護者の問題には介入しないが、洋服など子どもの様子が気になっていたことはある。他にかかわるとしたらBUPであろう。

#### ・保護者の離婚

内部の関係教職員は、教員。基本的には保護者の問題には介入しないが、子どもにとっては大きな問題であることが多く、新しい環境への適応や新しい関係で精神的に不安定になることがある。外部の関係教職員は、特に無い。

#### ・保護者のアルコール・薬物依存

基本的に保護者の問題にはかかわらない。

保護者の問題は子どもにとって大きな影響を及ぼすことは認識しているが、基本的には保護者の問題には学校教職員は介入せず、福祉や医療の管轄となる。

## 3.2 授業参観

### 3.2.1 参観授業概要

「子どもとソーシャルワーク」コースの美術の授業を参観した。この授業の履修者は15人であった(写真4参照)。今日の授業では、瓶をデコレーションする製作の時間であった(写真5参照)。授業の最初に「今日の誕生日の人」が王冠をかぶって、みんなに祝福される場面があった(写真1)。

教室での作業中には音楽がかかっており、集団で作業する子どもや一人で作業する子どもがそれぞれの場所で作業を進めていた。教室での席も毎週変えて、いろいろな子ども同士がかかわれるようにしているとのことであった。このコースでは共同作業やグループワークが課されて、社会性も評価される。

このコースで2年学んで保育アシスタントを始める人もいれば、3年学んで資格を得て就職する人もいる。また、その後キャリアアップとして大学に行く人もいるそうである。高校段階でも実務的な内容を学び、即就職する方法も、キャリアアップに繋げる方法もある(図3)。



写真1.今日の誕生日の人の祝福

### 3.2.2 教科担当および学級担当教員の役割

美術担当教員は、美術以外では宗教や健康(写真9)についても担当しており、授業がない時間は教材準備(写真8)をしているとのことである。週に22時間勤務であり、その内授業担当は21時間、1時間は学級担任としての時間として割り振られている。美術担当教員は授業履修者の何人かの担任にもなっているため、支援会議を持つこともある。月曜日の午前中の1時間目は部局会議を、月曜日の昼休みは教員の会合を行う。

子どもは出席予定時間の10%までしか無断欠席ができないと決まった。それ以上であれば医者からの診断が必要になる。そのため出欠確認もしなければいけないし、欠席の場合は他の教員にも伝えなければならない。学級担任になることで800ノルウェークローナの給与割増が付くが、学級担任はそれ以上の仕事をしていると思う、とのことであった。

子どもとは個別に話す時間も持っている。個別面談の会議は年に4~6回は行う。学期の始めに1回、学期の中間

で1回、学期の終わりに1回、その他、などである。個別の時間は必要であればいつも行う。対応が難しい子どもには人間関係形成が重要であるし、レジリエンスも必要とのことである。

学級が安心する場所であること、不満を言ってもいい場所であることも重要と考えているそうである。一方で保護者対応に苦慮していることもあるとのことだった。



写真2.校舎

写真3.運動場

### 3.2.3 子どもの多様なニーズ

昨年度のコース履修者15人中、3人はADHDがあり、1人はディスレキシアがあった。精神的に問題を抱えていたり、ハシシを使っていたりする子どもの課題について対応することもある。強迫性障害(Obsessive-compulsive disorder,OCD)がある子どももいる。18歳以上であれば誰に自分の情報を伝えるか決められたため、調子が悪そうであっても、手出しができない時があるとのことである。

「子どもとソーシャルワーク」コースには、以前履修していたコースを変更してこのコースを履修している子どももいる。参観した美術授業履修者は学童保育や就学前教育機関で実習をする予定である。実習予定の就学前教育機関に電話をかけて生徒の状況を伝えておく必要もある。



写真4.学級全体の様子

写真5.製作活動

子どもの怠惰に関連して、美術教員は(保育を学ぶコースを履修しているのに)「子どもが好きではない」と公言したり、他の子どもが容易に怒るような言動をしたり、不適切な言動がある女子がいることを指摘した。子どもが実習に

「行きたくない」と言った時には、1日ではなく半日だけでも試してみないか、と誘ったりすることもあるとのことであった。

### 3.2.4 授業中の子どもの気になる様子

いじめに関連して、授業参観の際に1人で作業をしている男子生徒(写真6)がいたので、授業担当の美術教員に聞いた。結果は以下である。「今日1人で作業をしていた男子はいじめられているわけではない。5年前にソマリアからノルウェーに引っ越してきた。親は14年間ノルウェーで翻訳や通訳の仕事をしており、家族を呼び寄せた形になる。学習をよく理解できているが、ノルウェー語にいつもさらされているのが辛い時があるので、一人で作業をしていると思う。気も効くし、礼儀正しい。ただし家では家族の面倒を見なくては行けなかったり、厳格なムスリム教徒であるのでガールフレンドも作ることができなったりする。彼の家庭の考えではガールフレンドは結婚相手ということになるためである」とのことであった。移民の場合、家庭と学校の常識が異なる場合は多く、子どもが葛藤を抱えることがある。

他にも一人活動していた子どもがいた(写真7)。その子どもについては「彼の趣味はバイクで乗り回してあったりするが『趣味』の範囲で、たばこもアルコールも問題ではない」とのことであった。



写真6. 集団や1人で作業する様子 写真7. 1人で作業する様子

### 3.2.5 美術担当教員の経歴

美術担当教員の経歴は最初は学童保育指導員(Fritidspegagog)になって、その後幼稚園の教員になった。そして義務教育学校1-4年(低学年)の授業担当者の資格をとって小学校に勤務した。並行して皮膚セラピーの資格を取っており、子どものマッサージなども行うことができるとのことである。

また現在大学院の修士課程に在籍しているため、1か月に1回は大学に行く。他の日は自宅で大学から出された課題を進める、とのことであった。このように大学院も授業料が無償であるため、生涯学習としても随時キャリアアップができるのもノルウェーの特長の1つであろう。



写真8. 教員の作業机



写真9. 健康の授業

次に、同じ県にあり、比較的重度重複障害のある子どもが就学するストールハマル高校を訪問し、後期中等教育におけるインクルーシブ教育の保障について聞いた。

## 3.3 ストールハマル高校

### 3.3.1 ストールハマル高校の構造

ストールハマル高校に聞き取り調査を行ったのは2019年9月19日である。ストールハマル高校は16~19歳までを対象としており、子ども数は450人、成人のコース履修者は200人である。教員、教員アシスタント、事務担当など140人の教職員(内80名が教員)がいる。

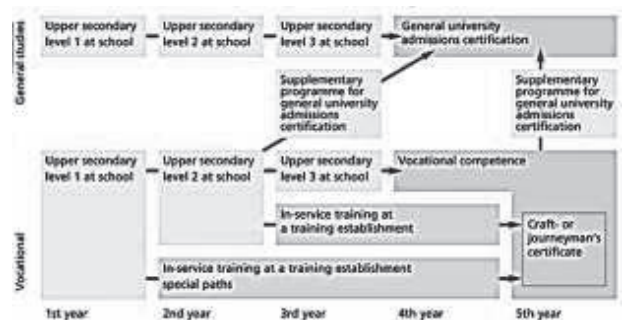


図3 後期中等教育の構造

出典：ストールハマル高校訪問時提示PPT.

ストールハマル高校の構造として、図3の表が示された。まず大学進学資格(University admissions certification)につながる一般教育(General studies)のラインと職業能力資格(Vocational competence)につながる職

業系(Vocational)のラインがある<sup>9</sup>。3年の段階で移行することもできる。そして必要場合には最大5年まで延長できる。

訪問したストールハマル高校では一般教育ラインのスポーツおよび体育教育(Sports and physical education)がある。職業教育ラインとしてヘルスケア/子どもと若者の発達(Healthcare, childhood and youth development)レストランと食品加工(Restaurant and food processing)がある。大学入学資格の補足プログラム(Supplementary program for general university admissions certification)とそして通常の教育課程が適応できない子どもを対象とした基礎能力資格につながる基礎コース(Basic competence)がある。

ノルウェーでは障害のある子どものための特別なカリキュラムは無く、カリキュラムが適応できない場合は個別教育計画を作成する(表6、7、8、9)。他にもこの学校では、刑務所やリハビリテーション施設等における教育(Education located at institutions, like prison and rehabilitation)および成人教育センター(Center for adult education, adult learning)として、午後や夜間の時間帯に授業が行われる。

表6 個別教育計画(一般部分 表紙)

非公開[Unntatt offentlighet]  
公文書アクセス法 13 条アクセス権の例外(OIL § 13)



ヘッドマーク県コミュン(Headmark  
Fylkeskommune)  
ストールハマル高等学校(Storhamar  
videregående skole)

**個別教育計画  
(INDIVIDUELL  
OPPLÆRINGSPLAN)**

名前(NAVN):	
学年(SKOLEÅR):	
担当教員 (KONTAKTLÆRER):	

表7 個別教育計画(一般部分 1枚目)

非公開[Unntatt offentlighet]  
公文書アクセス法 13 条アクセス権の例外(OIL § 13)

**個別教育計画 (Individuell opplæringsplan)**  
1 部(Del 1) (一般部分 Generell del)

**1. 個人情報(Personopplysning):**

名前(Navn):		保護者(Forsatte):	
住所(Adresse):		住所(Adresse):	
電話(Tlf):	携帯(Mob):	電話(Tlf):	携帯(Mob):
生年月日と個人番号(peduhk og personnummer):		保護者(Forsatte):	
Saksnummer:		住所(Adresse):	
		電話(Tlf):	携帯(Mob):

**2. 学習予定(Opplæringen skal gjennomføres ved):**

学校/会社(Skole/Bedrift):	プログラム領域/コース/科目 (Programområde/kurs/fag):	学習年(År i v.g opplæring):
-----------------------	---	--------------------------

**3. 書類(Dokumentasjon)**  
資格証明(Kompetansebevis):

**4. 教育評価/専門家評価(Pedagogisk kartlegging/sakkyndig vurdering)**  
高画者(Utført av):  
日付(Dato): 連絡責任者(Kontaktperson):

**5. 個別仕訳書(vedtak):**  
学習計画は日付明示された個々の決定に基づく(Opplæringsplanen bygger på enkeltvedtak dateret):

**6. 通常カリキュラムの変更(hvilk fra ordinær læreplan):** (la stå umerket [ ] eller sett [X])

学校での学習(Opplæring i skole):  
 学習は全ての教科個別教育計画に基づく (Opplæringa skal ha utgangspunkt i OP for alle fag).  
 学習は以下の科目が個別教育計画に基づく (Opplæringa skal ha utgangspunkt i OP i følgende fag): \_\_\_\_\_

会社研修(Opplæring i bedrift, OIA):  
 全ての学習を会社内で実施する必要がある (All opplæring skal foregå i bedrift)  
 一部の学習を会社内で実施する必要がある (Del av opplæring skal foregå i bedrift)

日数(Anslå dager):  
 会社名(Bedriftens navn):  
 連絡責任者(Kontaktperson):

表8 個別教育計画(一般部分 2枚目)

非公開[Unntatt offentlighet]  
公文書アクセス法 13 条アクセス権の例外(OIL § 13)

他の学習(Annen opplæring):  
 雇用/仕事/社会的障害(給付)を目的としたトレーニング(Opplæring rettet mot sysselsetting/arbeid/sosiale funksjonsevne/utplassering)  
 日数(Anslå dager):  
 会社名(Bedriftens navn):  
 連絡責任者(Kontaktperson):

自費の学習 (すべての科目で完了) (Opplæring for daglige gjøremål (gjennomføres i alle fag))  
 その他(特記)(Annet (spesifiser))

**7. 全体的な目標 (長期的な目標) (Overordnede mål (langsigtede mål))**

**8. 資源、組織、および実施 (Resurser, organisering og gjennomføring)**

**9. 評価/中期報告書 (いつ/責任) (Evaluering/halvårsrapporter (når/ansvarlig))**

**10. 署名 (Underskrifter)**

署名/日(Stad/dato):	子ども(Blev):
担当教員(Kontaktlærer):	保護者(Forsatte):
校長(Rektor):	



表 9 個別教育計画(コース/科目計画)

非公開(Urstatst offentlighet)  
公文書アクセス法 13 条アクセス種の例外[OE. 4 13]

**個別教育計画 (individuell opplæringsplan)**  
パート II Del II (コース Fag/科目計画 emneplan)

名前(Navn):
コース(Fag)/科目(emne):
目標(Mål):
活動方法(Arbeidsmåter):
組織(Organisering):
教材(Læremidler):
評価形式(Evalueringssform):
日付(Dato)/署名(underskriver):

教員(Lærer)/コース責任者(daglig ansvarlig)

以上、表 6、7、8、9 の出典は訪問時提示資料。

成人教育コースは後期中等教育が保障されなかった人のコースでもあり、25 歳以上の人が多い。現在は、「義務」ではないが本人が望めば後期中等教育を受ける「権利」がある。



写真 10. ストールハマル高校外観 写真 11. ストールハマル高校内観

### 3.3.2 ノルウェーにおける適応教育とその評価

すべての子どもは彼らのニーズに応じた学習環境を利用できる。通常のカリキュラムが適応できないときには、適応教育の対象になる。とくに重度の学習上の困難がある場合の特別教育提供は専門家による評価に基づく。専門家の評価は教員および PPT で行う。特別学級を利用するか

試験や評価テストで特別な調整を行う「適応」指導の必要性の資格があるかについて専門家が評価を行うのである。子どもや保護者は個別に PPT に申請して、評価を受ける。

ノルウェーには特別な学校はほとんどない。後期中等教育では全国で 3 校のみである。知的障害を含めた重度の学習困難のある子どもには、少人数集団での専門的な個別指導を提供する。ストールハマル高校の特別学級も小集団指導に位置づく。特別な決定に関する手続きはまずは準備のための情報収集、アセスメント、各教科年次レポートである。



写真 12. 高校内実習室兼レストラン 写真 13. 実習室

### 3.3.3 ストールハマル高校の特別学級としての基礎コース

重度の学習困難のある子どもは基礎コースを受けることができる。障害種としては知的障害やアスペルガー症候群、社会性の問題であったりする。肢体不自由のみで知的障害がない場合は通常学級で支援を受ける。肢体不自由と知的障害がある子どもの場合はこの高校の特別学級就学が考えられるが、知的障害への対応が中心である。学習障害がある場合などはコンピューターを提供する。部局には教育支援リーダー(Leder for pedagogisk støtte)が専任で 1 人配置されている。



写真 14. 製パン実習室 写真 15. 個別調理実習設備

ストールハマル高校には大別して TEAM4(以下、チーム 4)と RM3(Restaurant- og matfag, Restaurant and food processing 以下、レストラン及び食品加工特別学級)、2 つ

の特別学級がある(写真 12、13、14、15)。

### 3.3.4 特別学級チーム 4

チーム 4 は、日常生活に焦点を当てた衣食住に関する基礎的な教育を保障する。コース定員は 10 人。目標は一般的な自立と、就労と単身での住宅生活を含む技能を習得する能力のトレーニングである。少しでも自立生活ができるように支援する。チーム 4 の子どもは住居としては、スタッフ・サービス付きの住居(Staffed housing)に住む。自立のために Bolig(ポリ)というスタッフ・サービス付きの住宅に移行する者もいる。Bolig(ポリ)には全ての子どもが移行できるわけではないが、高校在籍中に移行できる子どももいれば、卒業後何年かしてから移行する者もいる。18 歳からは居住環境に関する支援が提供され、必要性は個別に検討する。ハマル基礎自治体は住宅に関して比較的良好な条件があり、住居のためには政府から支援が受けられ、電気や水道、家具付で費用は約 7000 ノルウェークローネ(NOK, 2019 年 12 月現在 1NOK 約 12 円)の場所が保障される。



写真 16. 子どもの電動車椅子 写真 17. 集合用教室

就労は福祉就労(Facilitated work/activities)をめざす。補助付きの仕事/活動である。子どもは頻繁に 1 対 1 のトレーニングが必要であり(写真 18、19)「参加」活動を増やすための支援を受ける。



写真 18. 子どもの 1 人用教室 写真 19. 子どもの 1 人用教室

参加を増やすための支援とは、健康/行動/認知課題のための支援であり様々な障害種に対応している。

以前は視覚障害や聴覚障害の重複障害のある子どももいた。今は重複障害としては、肢体不自由の子どもがいる。1 人の肢体不自由の子どもに室内用、室外用の車椅子(写真 16)など多くの資源が投入されている。様々なレベルでの参加を促し、少人数のグループで専門的な個別指導を行う(写真 19、写真 22)。チーム 4 には 4 人の教科も担当する教員がいるため、主に責任を持って個別教育計画を作成する子どもは、1 人の教員が 2~3 人程度である。指導者は 4 人の教員と 14-15 人の教員アシスタントで構成される。社会能力とコミュニケーション向上も課題設定になる。重度の障害のある子どもには、個別教育計画作成し、履修証明のない半年ごとの評価(Assessment)を行う。もし履修証明に達する内容が学習できるのであればそれを支援する。それぞれの科目には毎年の報告も作成する。毎日の計画も含めてすべての指導内容は教員によって準備される。

子どもに対する教育目標は、個別の支援から徐々に集団でできるように支援することである(写真 17)。個別のみならず友達を作るように社会能力を高めることも目指している。手話を支援で用いたり、視線で入力できる「トビー」を用いたりもする(写真 20、21)。



写真 20. 視線入力用機器 写真 21. 視線入力用機器

### 3.3.5 レストラン及び食品加工特別学級

目標は自立した就労のための学習である。希望する仕事に関連する職業科目に焦点を当てた内容を学ぶ。5-7 人の子どもに対して、教員 1 人、アシスタント 1 人で編成される。今年度は 5 人の男子のみの在籍である。

通常の教科担任教員がたくさんかわる。教科担当の教員は教科を教えることと評価をすることに責任をもち、教科担任教員が特別学級に教えに来ることもある。1 週間に 1 回教科が協働するために会議を持つ。アシスタントも会議に入って共通認識をもつことが重要であると考えている。

レストラン食品加工特別学級在籍の子どもは教科によ

っては履修証明書獲得の可能性があるため、その内容の履修を目指す。通常高校の授業を履修できる場合は通常授業を履修する。今年度レストラン及び食品加工特別学級担任教員も通常のレストラン及び食品加工コース担当のときや特別学級担当の時がある。

レストラン及び食品加工特別学級は通常高校の「レストランおよび食品加工」のコースを意識しつつ、その基本的な能力の形成を目指す。レストラン及び食品加工特別学級の子どもは簡単な作業内容の就職ならできる可能性がある。それらは店のバックヤードや単純作業である。

特別学級の子どもは構造化などによって支援を受ける。レストラン及び食品加工特別学級は具体的にはパン屋、レストランのウェイター、工場、肉屋、魚屋、スーパー等に就職することを目指す。高齢者施設も含めて福祉分野での就労も目指す。

各グループに1人の特別学級担当教員がいるが担当は特別教員とは限らない。専門的知識が必要な場合は国の「コンペンスセンター」などとも連携を持つ。作業療法(写真23)や感覚統合の部屋(写真24、25)を活用する場合もある。



写真22. チーム4の子どもの下校風景 写真23. 作業療法室

### 3.3.6 ストールハマル高校の特別学級のインクルージョン

顕著な特別な教育的ニーズのある子どもには、学校に特定の前算が割り当てられる。それは視覚障害や重複障害、追加の支援が必要とされており、PPTに照会されている子どもでもある。

特別学級の子どもは昼食は他の子どもと一緒に学校の食堂で食べる。昼食を購入する場合もあるが、レストラン及び食品加工特別学級の子どもは弁当を作って持ってくることを課題とすることもある。かなりの部分自立している子どももいる。レストラン及び食品加工特別学級では読

み書きなどの問題がある子どもが多いが、就労できる子どももいる。子どもの状態に応じて、1~4年の期間、学習をする。特別学級の就学期間は3年か4年であるが延長は1年間可能であるため、最長はアセスメントに基づいて5年間就学することができる。とくにレストラン及び食品加工特別学級子どもの目標は、教育段階におけるインクルージョンよりも就労すること、社会に参画することである。



写真24. 感覚統合室のベッドとクッション 写真25. 感覚統合室の照明

## 4. 総括

以上、二つの調査結果について考察する。

第一の調査結果として、多様な教育的ニーズに応じるために、まず学校内部の関係者としては担任が窓口になり、部門長、副校長、校長による連携体制が組まれていた。必要に応じて内部の関係教職員として、スクール・キャリアカウンセラー、特別教員や学校看護師がかかわっていた。学校外部の関係者としては、PPTやBUPをはじめとして、課題によっては警察、保健サービス、児童福祉当局などがかわり、教育、福祉、医療・保健、労働のネットワークが基礎自治体単位で形成されていた。

第二の調査結果として、相対的に重度の知的障害のある子どもを特別学級で指導する高校では、2種類の特別学級が設置されていた。1つは通常のカリキュラムに準じつつ、一般就労や自立も視野に入れたレストラン及び食品加工特別学級、もう1つは個別教育計画を軸として指導を行うチーム4であった。チーム4は少しでも多くの領域で、支援付きであっても自立を目指す特別学級であった。

2つの特別学級は同じ建物内にあるという「場の統合」を基本に、可能な授業は通常高校の授業も受けに行く「個の統合」も進めていた。また特別学級において通常高校教員が授業をすることもあった。

レストラン及び食品加工特別学級主担当教員も今年度は特別学級担当であるが、通常学級のレストラン及び食品

加工コースを担当することもある。そのため、特別学級の学習保障は全教員が関与することが前提で教育体制が構築されていた。

より重度の障害のある子どもが就学するチーム4では、個別の学習を基礎に、社会的な統合、長期的なインクルージョンを目指していた。

全体として、特別な教育的ニーズのある子どもの支援を属人的な配慮の状態に止めず、教育、福祉、医療・保健、就労、それぞれが専門領域の役割を担うネットワークを構築する組織的な体制として確立することが、ノルウェーの後期中等教育におけるインクルーシブ教育の特長であると考察した。

## 5. 謝辞

本研究はJSPS 科研費 18K02793 及び 19H01698 の助成を受けたものである。

## 註・引用文献

- 1 ハビリテーリング公式 Website, Habilitering ved funksjonstap hos barn og unge, <https://sykehuset-innlandet.no/behandlinger/habilitering-ved-funksjonstap-hos-barn-og-unge>(2019/10/27 参照).
- 2 基礎自治体規模の学齢児支援システムは、PPT が中心となる。教育と心理、福祉の専門職が所属する PPT が子どものアセスメントや修学支援を行うことで、重度重複障害児も通常学校の特別学級で対応をできる体制を整え、「適応教育(Tilpasset opplæring)」と呼ばれる通常学校でのインクルーシブ教育を推進している。
- 3 PPT よりも高い支援ニーズで精神科の領域になると児童思春期精神科外来クリニック (BUP, Barne- og ungdomspsykiatrisk poliklinikk) と連絡をとる。
- 4 ノルウェー労働福祉局公式 Website, Arbeids- og velferdsforvaltningen, opprinnelig Ny arbeids- og velferdsforvaltning, <https://www.nav.no/Forsiden>(2019/10/27 参照).
- 5 フォローアップサービス公式 Website, Oppfølgingstjenester i hjemmet, <https://www.veiviseren.no/stotte-i-arbeidsprosess/tjenester-og-bo-oppfolging/oppfolgingstjenester-i-hjemmet>(2019/10/27 参照).
- 6 若者支援公式 Website, Ungdomskontakt, <https://www.ringsaker.kommune.no/ungdomskontakten.410310.no.html>(2019/10/27 参照).
- 7 調停担当局公式 Website, Konfliktrådet, <https://www.ringsaker.kommune.no/konfliktraad.6031310-382656.html>(2019/10/27 参照).
- 8 1990 年から組織化されている、夜間補導公式 Website, Natteravnene, <http://www.natteravnene.no/>(2019/10/27 参照).
- 9 ノルウェーの教育プログラム照会 Website, vilbli.no, Education programmes <https://www.vilbli.no/en>

[/en/no/application-response-and-rules/a/025784?tid=v2019&rev=1k06](https://www.vilbli.no/en/no/application-response-and-rules/a/025784?tid=v2019&rev=1k06)(2019/10/27 参照).